

各 位

会 社 名 株式会社タカギセイコー
 代 表 者 名 代表取締役社長 八十島 清 吉
 (コード番号 4242)
 問 合 せ 先 取締役管理本部長 林 延 幸
 電 話 0766-24-5522

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制のより一層の強化と充実を図るため、現行定款第 22 条第 2 項に定める、役付取締役を取締役相談役を定めることができる旨を追加するものであります。
- (2) 経営体制における執行役員体制の明確化と充実を図るため、定款第 28 条の第 1 項として、執行役員を置くことができる旨を明記するものであり、これに伴い項番号の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。
- (3) 専務および常務は、執行役員としての職位とするため、現行定款第 22 条第 2 項に定める、専務取締役および常務取締役を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役</u> 各若干名を定めることができる。 (相談役および顧問) 第 28 条 (新設) 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名を置くことができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、 <u>取締役相談役</u> 各若干名を定めることができる。 (執行役員、相談役および顧問) 第 28 条 <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u> 2 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名を置くことができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日 (予定)
 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 28 年 6 月 24 日 (予定)

以 上